

2019年12月23日

SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 御中

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

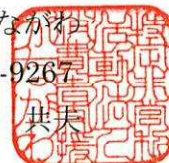
ゆめおおおかオフィスタワー5階

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729 / FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども消費者支援かながわ（以下、「当法人」と言います。）は、消費者の権利擁護を目的として、県内の消費者問題に取り組む諸団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士らにより構成される、不特定多数の消費者の利益保護のために活動している消費者団体です。

当法人は、2018年8月3日、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣による適格消費者団体の認定を受けており、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求訴訟を提起しうる団体です。

当法人において、貴社の横浜銀行カードローン保証約款を消費者保護の観点から調査・検討した結果、消費者契約法第10条に抵触すると考えられる条項が認められましたので、別紙のとおり申入れ致します。

つきましては、本書面到達後1ヶ月以内を目途に、ご回答を書面にて当法人までご送付いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法27条に基づき、当法人において公表させていただくことを念のため申し添えます。

敬具

<別 紙>

第1 申入事項

第4条（求償権の事前行使）

1. 私について、次の各号の事由が1つでも生じたときは、乙は第5条による代位弁済前であっても、通知・催告を要せず、かつ何らの担保の提供をすることなく、私に対し、直ちに被保証債務に相当する金額を求償することができるものとし、私は直ちにこれを支払うものとします。

（1）～（2） 略

（3）相続が開始されたとき

（4）～（9） 略

2. 乙が本条により求償権を行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。

1 申入れの趣旨

貴社の横浜銀行カードローン保証委託約款第4条1項（3）（以下「本件条項1項」という。）及び同2項（以下「本件条項2項」という）は、消費者契約法10条に違反し無効と考えるので、訂正ないし削除を求めます。

2 申入れの理由

（1）横浜銀行カードローン保証委託約款第4条1項（3）

本件条項1項は、借主に相続開始があったときには求償権を事前行使可能であると定めていることから、相続人は貴社からの事前求償権の行使がなされた場合、直ちに支払に応じなければならないこととなります。

一方、民法第460条によると、「相続が開始されたとき」は保証人の事前の求償権の行使事由とは規定されておりません。民法第460条1項2号では「債務が弁済期にあるとき」を保証人の事前の求償権の行使事由と定めておりますが、民法及び横浜銀行カードローン取引規定によっても、相続の開始によって弁済期が到来したことにはなりません。むしろ、民法896条は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」と定めていることから、民法の規定の適用がある場合、相続が開始した際の被相続人のカードローン債務は、期限の利益のある債務として相続人に承継されることになるはずで

す。そのため、相続開始という理由によって、相続人に対し事前求償を求める本件条項は民法の規定の適用による場合に比して消費者の義務を加重するものと言えます。

そして、本件条項1項が適用されると、期限の利益を有し、分割にて支払うことが可能である被相続人の債務に関し、事実上一括での支払いを求められること

となり、一括では支払うことが出来ない相続人にとっては酷な結論となります。

債務者の死亡により債務者の信用に変化が生じますが、相続開始により資産や返済能力が増加することもあるため、必ずしも一律に信用が低下するわけではありません。また、仮に信用が低下したとしても、当初の期限通りに返済がなされていれば貴社にとってなんらの不利益もありませんし、万が一返済が滞った場合には、横浜銀行カードローン保証委託約款第4条1項(4)にて事前求償権を行使することが出来ることから、本件条項1項がなくても貴社には不都合はないと思われま

す。以上からすれば、相続の開始のみを理由に事前求償権の行使を可能とする本条項は、債務者の死亡という偶然の事情により、貴社に民法の規定の適用の場合以上に利益がある一方で、保証委託者及びその相続人にのみ予期せぬ不利益を与えるものであって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと言えます。

(2) 横浜銀行カードローン保証委託約款第4条2項

本件条項2項によれば、主債務者(消費者)は、貴社からの事前求償権行使に対し、原債務の免責請求をすることも、求償債務の賠償義務を免れるための供託ないし担保提供をすることもできないものとされています。

しかし、民法上、主債務者は保証人からの事前求償に応じて償還する場合、原債務の免責を請求し(民法第461条第1項)、あるいは供託又は担保提供により償還義務を免れることが可能ですので(同条第2項)、本件条項2項は、民法規定の適用の場合に比して消費者の権利を制限しまたは義務を加重するものとなります。

このうち免責請求につきましては、保証人が主債務者から事前求償を得た場合、その後に債権者へ免責行為(弁済)をする義務があることは当然であり、これを制限する条項は、一方で主債務者(消費者)に保証人と債権者に対する二重払いの危険を負わせながら、他方で事前求償を得ている保証人の免責行為義務を免れさせるに等しく、信義則に反して消費者の利益を一端的に害するものと言えます。

また、主債務者の供託又は担保提供につきましては、民法第461条の趣旨は、保証人による事前求償権の行使が主債務者に二重払いの危険等の不利益を負わせることに鑑み、供託又は担保提供による抗弁を規定して主債務者と保証人間の公平を図ることにあるところ、主債務者がこれら抗弁権を行使できないとする規定は、保証人には供託又は担保提供による特段の不利益は存在しないにもかかわらず、主債務者からは事前求償後の保証人の倒産・廃業などを含む二重払いの危険を回避する手段を奪い、主債務者(消費者)にのみ著しい不利益を被らせる可能性を生じさせるものであるため、信義則に反して消費者の利益を一端的に害するものと言えます。

したがって、本件条項1項、同2項は、消費者契約法10条により無効ですので、その使用の停止とともに、訂正ないし横浜銀行カードローン保証委託約款からの削除を求めます。

以上